

【 議会の傍聴 】

「定例会・臨時会」（本会議）の傍聴

- ・ 様似町議会定例会及び臨時会（本会議）は、役場 3 階議場で行われます。
- ・ 本会議は一般に公開され、誰でも傍聴することができます。
ただし、人や施設に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者、酒気を帯びていると認められる者、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者は、傍聴席に入ることができません。
- ・ 傍聴を希望される方は、役場庁舎 3 階の傍聴席入口に備えています「傍聴人受付票」に、住所及び氏名を記入し、受付箱へ投函していただきます。
- ・ 定員は、一般席 30 席、報道関係者席 3 席です。
- ・ 上記のほか、議場内となりますが車椅子での傍聴スペース 2 人分をご用意しています。
- ・ 入場及び退場は自由です。
- ・ 傍聴席の都合などにより傍聴人数を制限する場合があります。
- ・ 団体が傍聴を希望する際は、あらかじめ議会事務局へご連絡願います。

傍聴される方に守っていただく事項等／ 下記のほか会場入り口に掲示しています。

- ・ 議場に入ることはできません。（車椅子で傍聴される方を除きます。）
- ・ 議長の許可を得た場合以外、写真、映画、動画等の撮影又は録音をすることはできません。
- ・ 傍聴中は、静粛に願います。
- ・ 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- ・ 談論し、放歌、高笑い、その他騒ぎたてないでください。
- ・ 鉢巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないでください。
- ・ 飲食又は喫煙をしないでください。
- ・ 携帯電話等を使用しないでください。
- ・ 議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないでください。
- ・ 会議中、地震の発生や各種警報・注意報の発令などにより、会議を中断する場合又は会議を終了する場合があります。

「委員会等（常任委員会等及び全員協議会）」の傍聴

- ・ 委員会等は、各委員会の委員長又は議長の事前の許可により傍聴することができます。
- ・ 受付は、議会事務局で、傍聴人受付票に本会議と同じ事項を記入していただきます。
- ・ 委員会は、通常、役場 3 階の委員会室で行われます。（議場の場合もあります。）
- ・ 委員会室での傍聴席は、委員会に出席する議員及び説明員により異なりますが、通常 4 席となっています。議場での委員会等開催の場合は、定例会・臨時会と同様です。
傍聴を希望される方は、電話連絡などによる事前の申し込み（当日、傍聴人受付票記入）、又は当日、委員会開催前までに傍聴人受付票を記入し提出願います。
- ・ 会議の進行は、会議内容（調査、審議案件）により異なりますので、各案件の開始時間は定められていません。
- ・ 会議の途中、会議内容により退席していただく場合があります。
- ・ 傍聴は、原則、申し込み順により許可していますので、多数の申し込みがあった場合は委員会室に入場できない場合があります。また、会議途中での傍聴申し込み（入室）は、傍聴席や会議進行の関係から、お待ちいただく場合、又は傍聴（入室）出来ない場合がありますので、ご承知おきください。

問い合わせ先

様似町議会事務局

電話番号：0146-36-2141（議会直通）